

論文審査の結果の要旨

氏名：羽生勇作

博士の専攻分野の名称：博士（総合社会文化）

論文題名：難民問題と安全保障－相関についての一考察－

審査委員：（主査）日本大学教授 博士（国際関係） 安藤 貴世

（副査）日本大学教授 博士（経済学） 陸 亦群

（副査）日本大学准教授 博士（政治学） 瀧川 修吾

<論文審査要旨>

1 本論文の構成

国際社会における難民の数は、毎年増加の一途をたどり、難民問題が今日の重大な地球規模問題の1つであることは紛れもない事実である。本論文において筆者は、従来の研究においては、安全保障の破綻が多くの難民を発生させるというメカニズムについては大いに指摘・検討されているものの、その逆、すなわち、難民の存在が安全保障に影響するか否か、影響する場合、如何なる影響を与えるか、という点については、ほぼ研究されていないことに着目する。そうした問題意識をもとに、本論文は、先行研究を分析し、さらに難民の国際的保護の歴史的経緯について概要を確認したうえで、4つの具体的な事例を通し、難民問題と安全保障問題の両者の関係について明らかにすることを試みたものである。

本研究は、まず、これまでに殆ど研究がなされていない、難民が安全保障に如何に影響を与えるかという点に着目し、さらに、その点について、複数の事例を通して実証的に明らかにするという点において、研究の着眼点および手法の独創性からみても、学術的意義と価値が高いものと評価される。また、こうした検討を踏まえ、これまでの日本における難民受け入れの歴史的経緯や、昨今の「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）の改正といった日本における外国人の受け入れ問題の展望についても考察の幅を広げており、本論文の研究成果は、今後の日本の難民問題についても示唆を与えうるものである。

本論文の構成は、第1章「序論」、第9章「結論」に加え、本文が7つの章で構成されている。序論において問題の所在および研究の目的を明らかにし、第2章では先行研究の分析を行っている。第3章では、難民の国際的保護に関する歴史的経緯を明らかにし、そのうえで、第4章では、難民問題の複雑化と政治力学との関連について論じている。第5章～第8章では4つの事例研究を通し、難民問題と安全保障の問題との関係性を導き出している。第9章では、本論での検討をふまえ、日本における難民受け入れに関しても考察の幅を広げ、さらに論文全体の総括を行っている。本論文はA4版（35字×36行）で160頁、内容構成は以下のとおりである。

第1章 序論

1.1 問題の所在

1.2 本研究の目的と意義

1.3 本論文の構成

第2章 先行研究の分析

2.1 強制移動のメカニズムと難民

2.2 安全保障概念の伝統的側面

- 2.3 難民に関する安全保障概念の変化
- 2.4 小括
- 第3章 近代的人道主義体制の萌芽と難民保護
 - 3.1 クリミア戦争と第2次イタリア統一戦争
 - 3.2 国際聯盟における人道活動と難民支援
 - 3.3 「難民」概念の形成と変遷
 - 3.4 小括
- 第4章 難民問題の政治化と難民保護
 - 4.1 第2次世界大戦が難民保護に及ぼした政治的影響
 - 4.2 大戦終結後の難民保護
 - 4.3 人道主義への回帰と再政治化
 - 4.4 米国同時テロ事件
 - 4.5 小括
- 第5章 「バンヌー宣言」とアフガン難民とパキスタンの安全保障
 - 5.1 インド・パキスタン関係と中国の思惑
 - 5.2 英領インドの分離独立とバンヌー宣言
 - 5.3 英国のインド経営とデュランドライン
 - 5.4 パキスタンのアフガン難民
 - 5.5 小括
- 第6章 社会安全保障と「ロヒンギャ」難民
 - 6.1 「ロヒンギャ」の現状
 - 6.2 「ロヒンギャ」問題の経緯
 - 6.3 社会安全保障の観点
 - 6.4 小括
- 第7章 テロリズムと難民
 - 7.1 テロリズム
 - 7.2 難民条約と政治力学
 - 7.3 チェチェン独立運動とチェチェン難民問題の背景
 - 7.4 上海協力機構とウイグル人
 - 7.5 小括
- 第8章 コソヴォ紛争に見る安全保障と難民問題の交錯
 - 8.1 ユーゴスラビア連邦の解体
 - 8.2 コソヴォ紛争とコソヴォ難民
 - 8.3 NATO軍の「人道的介入」
 - 8.4 難民問題と政治の重層的交錯
 - 8.5 小括
- 第9章 結論
 - 9.1 難民問題の変容
 - 9.2 難民問題と日本
 - 9.3 日本の難民意識と今後の展望
 - 9.4 総括

2 本論文の概要

第1章では、安全保障の破綻による難民の発生は一般的に認識されるが、その逆の、難民の存在による安全保障への影響は如何なるものか、という疑問を背景とし、「難民問題」と「安全保障」の双方向的な影響を分析・検証しようとする研究目的を示している。

第2章では、難民問題と安全保障の相関を論ずる先行研究が殆どないため、個々の関連事項を分析し、それらを総合するという方針に基づき全体の先行研究として整理、把握している。特に、安全保障概念の多様化として、「社会的安全保障」概念が提示され、大規模人口流入が軍事によらない安全保障上の脅威と

なり得る可能性が指摘されたとする。

第3章では、ナイチンゲールやデュナンにより近代的人道主義体制思想が提唱された点や、戦間期の国際連盟のもとでの、さらに第二次世界大戦中の難民保護の体制など歴史的経緯を説明したうえで、第二次世界大戦後の難民保護体制について UNHCR の設立および業務等を含め概要を述べている。

第4章では、2010年以降の中東諸国での民主化運動（「アラブの春」）に関連して膨大な数の難民が発生し、結果として西欧諸国が多くの難民の受け入れや治安上の懸念などの問題に直面した点について、難民問題が政治の力学と切り離して論ずることができないと指摘している。

第5章～第8章は難民問題と安全保障の相関を検証するための事例研究である。まず、第5章では、アフガン難民がインドおよびパキスタンの安全保障における媒介変数として複雑な影響を及ぼす事実について、「バンヌー宣言」（1947年、英国から英領インド西部のパシュトゥン人居住区域の分離を求める宣言）をもとに検証している。

第6章では、ロヒンギャ難民を取り上げ、本問題を社会的安全保障の観点から検討している。ミャンマーは、ロヒンギャがミャンマー社会に同化せず社会的安全保障上の脅威、さらには領土に関わる安全保障上の脅威となり得ると懸念していると指摘している。

第7章では、難民とテロリズムの問題について、カザフスタンの事例を取り上げ、治安問題の背後にある安全保障問題について論じている。具体的には、カザフスタンにおける「ベロヴェーシ合意」とチェチェン難民認定、「上海協力機構」とウイグル難民認定について論じたうえで、双方の難民問題への対応に、治安の問題を超えて、中ロ両国の安全保障上の警戒や危惧が反映されている点を検証している。

第8章では、コソヴォ紛争を取り上げ、バルカン半島の複雑な政治状況を背景として、コソヴォ難民、セルビア難民発生事例から、難民問題と安全保障の問題が単にお互いに影響を及ぼしあうのみならず、この2つの問題が、複雑かつ連鎖的に入り組み、重層的に交錯しているという現実を示している。

第9章では、上記の事例研究を通し、難民問題と安全保障の間には、双方向の相関関係が存在しているのみならず、事例によっては、単なる相関に留まらず、「相互侵食」とも言える複雑かつ重層的な関係を有するとの結論を導き出している。さらに、翻って日本における難民問題の歴史的経緯や、入管法改正にも触れ、日本の今後の難民政策の検討はさらなる研究課題であるとしている。

3 本論文の成果と今後の課題

本論文の内容に関して、特に評価される点は、難民の存在の安全保障への影響、というこれまでの先行研究では検討されてこなかった重要な論点について、4つの事例研究をそれぞれ非常に詳細かつ丹念に分析することにより、論理的な観点から説得力を持った結論を導き出した点にある。特に第5章において扱われた「バンヌー宣言」については、同宣言と難民問題に関して論じた先行研究はなく、また、第6章で扱ったロヒンギャ難民についても、ロヒンギャ自体について論ずる研究は多数あるものの、本件を社会的安全保障という安全保障概念の多義化と絡めて論ずる点などにおいて、本研究の独創性の高さが見出される。さらに、単に、難民問題と安全保障問題には相互に関連性があるという結論に留まらず、その相関において、複雑かつ重層的に交錯するという相互侵食たる事例があることを導き出した点にも新規性があると言える。筆者は最終章の総括において、事例研究での分析を踏まえつつ、今日の難民問題の性質そのものが、世界の良識と善意により難民条約が成立した当時（1951年）と大きく変容してしまったと指摘するが、これは今後の難民問題への取組において大いなる示唆を与えるものである。

しかしながら、本論文には以下のような課題もある。最終章において日本の難民問題についても考察の幅を広げ、日本の入管法の改正について、外国人労働者の受け入れのみならず、日本における難民保護について応用が可能であるとの指摘がなされている。そもそも、この点については、筆者も述べているとおり、改正入管法が成立して間もないところであり、こうした指摘が妥当性を有するか、さらには、日本の今後の難民政策への本研究の汎用性については、さらなる課題として研究の余地が大いにある。この点については今後の継続的な研究を期待したい。

以上、本論文における今後の課題はあるものの、博士（総合社会文化）に学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

令和2年1月16日